



新成人おめでとう！！

1月7日(日)平成19年第60回昭和町成人式が開催されました。

今年本町で新たに大人の仲間入りをした方は、202名です。

出席したみなさんは、久しぶりに会った友達と昔の話や写真を撮ったりして盛り上がっていました。

CONTENTS (おもな内容)

- 税の申告のお知らせ
- 老人保健のみなさまへ
- 善意ありがとうございました
- 井戸を掘られる方へ
- 国保だよりNo. 36

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇒
QRコード(二次元バーコード)の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のQRコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。



申告会場は役場
庁舎裏別棟2階
会議室です

税の申告のお知らせ

問合せ 役場税務課 住民税係 (☎ 275-2111 内線 221)

いよいよ確定申告も間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では昨年から申告会場を庁舎裏の別棟2階会議室に移し、今年も2月16日(金)(2月16日午後からは休み)から3月15日(木)まで申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、地区別に申告相談日を設けています。また、本年は2月25日(日)に限り、相談及び申告書の受付を行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。

申告相談は2月16日から

申告は、町・県民税(住民税)や国民健康保険税を正しく算出する基礎となるほか、各種税証明書を発行するときの資料となる大変重要な手続きです。

申告相談は2月16日(金)から3月15日(木)の下記日程で、申告会場を昨年から庁舎裏の別棟2階の会議室に変更しましたので申告される方は、役場庁舎南側の押原中学校との間の外階段を上り、最初の会議室が会場になりますので、階段の上り下りで大変かと思いますが、ご協力をお願いいたします。なお、1階事務室の税務課窓口での受け付けは実施しませんので、ご注意ください。

所得税の申告が必要な方

- ◎ 税務署から申告書が郵送された方
- ◎ 営業、農業、不動産所得等の1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方
- ◎ 土地・建物を譲渡(交換を含む)した方

◆サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

地区別申告相談日程表

相 談 日	対 象 地 区
2月16日(金) (2月16日午後からは休み)	西条一區 西条二區 清水新居
2月22日(木)	
2月23日(金)	西条新田 押越島
3月1日(木)	河東中島
3月2日(金)	紙漣阿原 築地新居 飯河喰西
3月8日(木)	
3月9日(金)	上河東
3月15日(木)	上河東二區

相談時間 【午前】9時～11時30分
【午後】1時～4時

* 混雑の状況により、受付時間が繰り上がる場合があります。

相談場所 役場庁舎裏別棟2階会議室
問 合 せ 役場税務課 住民税係
(☎ 275-2111 内線 221・222)

* 本年は2月25日(日)に限り申告相談及び申告の受付を行います。地区の限定はありません。

※ 2月26日(月)・27日(火)
税理士による消費税及び所得税の無料
申告相談会(消費税について相談ください)

◎ 平成18年中の給与収入の合計額が2,000万円を超える方

◎ 給与を1カ所から受けている方で給与以外の所得が20万円を超える方
◎ 給与を2カ所以上から受けている、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得が20万円を超える方

◎ 年末調整した内容に変更がある方

◆ 確定申告で税金が戻ります
確定申告をする義務のない方も次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。

- ◎ マイホームをローン等で取得した場合
- ◎ 多額の医療費を支払った場合
- ◎ 災害や盗難にあった場合
- ◎ 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

町・県民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在昭和町に住所があり、平成18年1月1日～12月31日の間に所得があった方は申告が必要です。

なお、前年実績などをもとに申告が必要と思われる方には、あらかじめ「町民税・県民税・国民健康保険税・介護保険料申告書」をお送りします。申告書を受け取られた方は、所得がなかった場合でも申告書に理由を記入して提出してください。

国民健康保険に加入されている方は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

特に所得がなかった方は、申告しないと、保険税の軽減(割引)

や高額医療費の非課税世帯の適用が受けられません。

また、所得証明などの公的証明を必要とする方も、申告が必要です。

ただし、次に該当する方は町・県民税の申告の必要はありません。
◎ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方

◎ 給与所得のみのサラリーマン、または、公的年金のみを支給されている方で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出されている方

◎ 町内に住んでいる方の扶養親族として申告されている方

住宅ローン減税について

住宅ローン減税とは、居住者が

住宅の取得等をして、これらの新築家屋等を平成20年12月31日までの間にその方の居住の用に供した場合には、その方が一定の住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）の各年末の借入金残高に応じて一定額を所得税から控除することができる制度のことです。ただし、合計所得額が3,000万円を超える年は除かれます。

◆土地の借入金も控除の対象

平成11年1月1日以降において適用対象となる住宅借入金等の範囲に、居住用家屋の新築または新築住宅、もしくは既存住宅の購入と共に土地または土地の上に存する権利の取得に充てるための借入金で一定の要件を満たすものについても対象となります。

◆住宅ローン減税を受ける時に必要な書類

- ◎売買契約書・建築請負契約書
- ◎住宅の登記簿謄本（法務局で発行）
*土地の登記簿謄本は土地の借入金がある場合に必要
- ◎住宅取得資金にかかわる借入金の年末残高証明書（金融機関で発行）
- ◎住民票抄本（住民登録の役場）
- ◎給与等の源泉徴収票（原本）
- ◎金融機関の口座番号（本人）

税理士会の無料申告相談会

税理士会による、還付申告指導（年金及び医療費控除）の無料申告相談会を開催いたします。

◎小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告を対象としています。

◎所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得及び贈与税の相談の方は、遠慮なくください。

会場	月日	時間
昭和町役場 別棟2階会議室	2月26日(月)・ 27日(火)	いずれも 午前10時 ～ 午後4時
	2月16日(金) 2月18日(日)～ 23日(金)	
甲府市総合 市民会館	2月26日(月)～ 3月2日(金)	
	3月5日(月)	

甲府税務署からのお知らせ

平成18年分の申告書作成会場は、昨年に引き続き次の会場です。

所在地

甲府市中央1-5-2 甲府銀座ビル(旧トポス)3階

開設期間

平成19年1月22日(月)～4月2日(月)まで(土、日曜及び祝日を除く。ただし、2月18日(日)と25日(日)は、開設いたしません)

時間

午前9時～午後5時

*右記期間中、甲府税務署の庁舎内には申告書作成場所は設置しておりませんのでご注意ください。

◎平成18年分の申告書の受付・相談及び納税の期限は、次のとおりです。

所得税

2月16日(金)～3月15日(木)

贈与税

2月1日(木)～3月15日(木)

平成18年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が、110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の納付には、振替納税を利用することができませんので、3月15日(木)までに銀行や郵便局等で納付書により納付してください。

個人事業者の消費税及び地方消費税

期限は4月2日(月)までです。

消費税の確定申告が必要な方は、平成16年分の課税売上高が、1,000万円を超える個人事業者及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者です。

◎還付申告の方は、2月15日(木)以前でも申告書を提出することができます。

申告の時に持ちいただくもの

該当する方	持ち物
全 員	印鑑
	社会保険料（国民健康保険税、国民年金、農業者年金等）や小規模企業共済等掛金の領収書または証明書 *国民年金保険料の控除証明書と領収書は忘れずにお持ちください
	生命保険や損害保険の控除証明書など
	本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合必要）
給与所得者	源泉徴収票（原本）または給与支払明細書
公的年金等受給者	源泉徴収票（原本）・互助年金計算書
事業所得者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書
農業所得者	農業所得計算書・出荷証明書
上記以外の所得がある方	その収入や必要経費が分かる書類
本人または扶養親族が障害者の方	身体障害者手帳など
雑損控除や医療費控除を受けようとする方	り災証明書や損害証明書、医療費の領収書または支払証明書（医療費通知は証明になりません）及び保険などで補てんされた金額の明細書
寄付金控除を受けようとする方	特定団体へ支出した寄付金の領収書

を提出することができます。
納税には安心、便利な口座振替をご利用ください。振替納税を利用される方は、3月15日(木)までに「振替依頼書」を税務署へ提出してください。
平成18年分の確定申告の振替日は、所得税4月20日(金)、消費税4月26日(木)です。詳しくは、甲府税務署へお尋ねください。(☎2333-3111)

ホームページで所得税・消費税の確定申告書が作成できます。国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で作成（プリントアウト）した確定申告書を税務署に提出することができます。国税庁ホームページのアドレスは、<http://www.nta.go.jp> タックスアンサーホームページのアドレスは、<http://www.tanswer.nta.go.jp>



老人保健のみなさまへ こんなときは届出を

こんなとき	届出に必要なもの
一定の障害（寝たきりなど）のある方が65歳になったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれか、保険証、印鑑
他の市町村へ転出するとき	老人保健医療受給者証、印鑑
他の市町村から転入してきたとき	保険証、負担区分証明書、印鑑
町内で住所が変わったとき（転居）	保険証、老人保健医療受給者証、印鑑
現在加入している医療保険が変わったとき	新しい保険証・老人保健医療受給者証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、老人保健医療受給者証、印鑑
死亡したとき	死亡した方の老人保健医療受給者証、印鑑

《老人医療費助成金支給制度（68歳・69歳）からお知らせ》

平成17年4月1日から新制度に変わっております。

《新制度》

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、68歳・69歳の方で、同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。*老人保健該当の方は除きます。

問合せは、役場町民窓口課老人保健担当（☎ 275-2111 内線 300）まで

乳幼児医療費助成金 申請書提出時のお願い

対象乳幼児

◆ 0歳から5歳未満の乳幼児◆ …………… **通院**

- * 5歳の誕生日の前日の月までが対象です
- * 1日生まれのお子さんは前月末日までが対象です

◆ 0歳から小学校入学前まで◆ …………… **入院**

- * 未就学児
- * 6歳の誕生日以後の3月診療分までが対象です



* 注意してください *

- * 診療月の翌月の10日以降でないと前月分の提出はできません。(医療機関が1ヵ月分を取りまとめる際に保険の変更や過誤などが見つかると、診療点数に変更が生じる可能性があるからです)
- * 領収書は月ごと医療機関ごとにひとつにまとめてください。(通院と入院も分ける)
- * 使用可能な領収書は最低でも受診日・受診者名・診療点数の記載のあるものに限りします。
- * 高額入院費がかかったとき、高額医療費・付加給付費の対象となる場合がございます。対象者には申請の手順のことで役場から連絡が行くことがあります。また、その場合支払いまでに多少日数がかかりますのでご了承ください。
- * 請求できる期間は、診療月から2年以内です。
- * 通院分は5歳になった翌月から助成対象となりませんのでご注意ください。(提出されても返送となります)
- * 領収書での請求はホチキスではなく、**のり付け**をお願いします。
- * レシート(受診者名記載無し・診療点数記載無し)での請求はできません。

助成金担当からお願ひ

乳児医療費助成金請求書を役場の窓口へ提出していただいておりますが、領収書を貼付して請求する場合は、ホチキスでなく、**のり付け**にてお願いいたします。

また、領収書は、バラバラ・ごちゃ混ぜにせず、**必ず月ごと、医療機関ごと**にひとつまとめて貼付してください。

みなさまのご協力をお願いします。

問合せは、**役場町民窓口課乳幼児医療費助成金担当 (☎ 275-2111 内線 300) まで**

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
(☎ 275-2111 内線 252・253)

乳 児健康診査

実施日	該 当 児	受付時間
2月22日 (木)	平成18年 4月生まれ	午後1時～1時15分
	平成18年 10月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育 児教室

実 施 日 2月6日(火)
受 付 時 間 午前9時10分～9時20分
場 所 総合会館
該 当 児 平成18年11月生まれのお子さん
持 ち 物 バスタオル・母子手帳・筆記用具
*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1 歳6ヵ月児健康診査

実 施 日 2月28日(水)
受 付 時 間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成17年6月～平成17年7月生まれのお子さん
及び前回来未受診のお子さん
持 ち 物 母子手帳・1歳6ヵ月児健康質問票・尿検査セット
・健康保険証・印鑑
*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母 と子のすくすく相談室

日 時 (会場) 2月 9日(金)午前10時～11時30分
(総合会館)
2月21日(水)午前10時～11時30分
(町立児童センター「ゆめてらす」)

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
③身体計測も行えます。
*育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

母 子手帳交付及び一般健康相談

子 宮がん検診申込み

日 時 2月 8日(木)午前9時00分～11時30分
2月16日(金)午後1時30分～4時00分
2月27日(火)午後9時00分～11時30分
場 所 総合会館

*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*一般健康相談は40歳以上の方を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行います。
*子宮がん検診のお申込みを受付けています。希望される方は印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は2月末までです。来年度の申込み受付は4月から行います。
*総合健診結果報告会に来られなかった方には、結果表をお渡ししています。

受診者のみなさんへ

平成18年度の総合健診から半年余が経ちましたが、健診結果を取りに来ていない方がまだいらっしゃいます。ご自分の健康づくりはご自分にしかできません。その一歩は健診結果をもとに生活を振り返ることから始まります。まだ取りに来ていない方は上記健康相談の日においでください。
また、「半年後に経過を見る」という項目があった方は、必ず受診し、健康づくりに活用してください。

湯 ったり健康相談

日 時 2月15日(木)午前10時～11時45分
場 所 総合会館 娯楽室(温泉休憩室)
*湯ったり健康相談は、65歳以上の方を対象に、血圧測定などの健康相談を行っています。
*温泉施設内、娯楽室(休憩室)で行っております。温泉を利用しない方もお気軽にお立ち寄りください。

パ パママ学級

対象者 町内にお住まいの妊娠5ヵ月以降の方
実施日 2月10日(土) 午後1時30分～4時
場 所 総合会館
定 員 10組程度(初産の方が優先になります)
*事前にお申込みが必要です。

二 種混合(ジフテリア・破傷風) 予防接種

4月24日付けで小学校6年生を対象に、二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種の接種券及び予診票を送付しましたが、まだ接種されていない方は、接種券に記載されている期限【3月31日】までに接種されますようお願いいたします。
*未接種の方で、接種券・予診票がお手元でない方は、上記健康相談の日においでください。

みなさんの健康

「膣からの骨盤臓器の脱出」

山梨大学医学工学総合研究部泌尿器科学
助教授 荒木 勇雄

膣を支えている骨盤底の筋肉や筋膜が脆弱化し弛緩して、膣のまわりにある臓器が膣壁をかびつたまま膣から膨隆・脱出してくる病気を性器脱あるいは骨盤臓器脱といいます。脱出してくる臓器により、膀胱脱（膀胱瘤）、子宮脱、直腸瘤、小腸瘤などといいます。出産の時に受けた膣周囲の筋肉の障害が年齢を重ねるにつれてひどくなってきたり発症すると考えられています。また、子宮を摘出する手術を受けた人に多いことも知られています。女性の一生の内で、治療が必要となるような骨盤臓器脱（性器脱）に罹患する確率は10〜20%といわれていますが、実際に病院を訪れる患者さんはその多くはありませんでした。多くの人が、羞恥心や治療の不安などで我慢していたのでしよう。しかし、近年の治療法の進歩や新聞などの啓蒙によって、病院を訪れる患者さんがたいへん増えています。

膀胱脱が一番多いようですが、単独ではなくて子宮脱（下垂）や直腸瘤など複数の臓器が脱出している場合もよく見受けられます。また、尿失禁（尿もれ）や排尿困難などの異常を伴うこともあります。したがって、治療を受ける前にはしっかりと多角的な検査をしてもらい、総合的な治療を受ける必要があります。

治療方法としては、①膣内にリング状のペッサリーという器具を入れて脱出を押さえ込む方法（3カ月に1度交換）と②手術療法があります。膣内ペッサリーで治療される患者さんも多いのですが、異物による炎症を起こして膿が多く出たり、膣に潰瘍を作ったり出血する人や重症の人では効果のない場合もあります。一方、手術療法の進歩は著しく、様々な手術方法が開発されてきています。従来の手術法でも、軽度〜中等度の骨盤臓器脱（性器脱）の治療成績は良好（成功率80%以上）でしたが、重症のものでは再発率が高いのが問題でした。しかし最近では、人工線維（ポリプロピレン）でできたメッシュ（シート）を使って膣周囲の筋膜を補強する手術法が開発されて治療成績は著明に向上しました。

お困りの方は、恥ずかしがらずに一度専門医を受診されることをお勧めします。

企画 財団法人 里仁会

南甲府警察署通信

ヤミ金融の手口についてNo.2



1 金融詐欺（チケット詐欺）

客と契約を締結して代金後払いで金券（商品券やチケット等）を額面で購入させ、その金券を金券ショップ等で直ぐに換金させるヤミ金融のことをいいます。代表的な手口ですが、客がある金券ショップ（ヤミ金融業者）で額面 35,000 円分のチケットを「代金 35,000 円と手数料 3,000 円を 10 日以内で支払う」という約束で購入させられた後、次にその金券ショップが指定する他の金券ショップでその金券を換金すると言われ現金 2 万円を受領するという手口です。

客からみれば受領した 2 万円に対して 10 日後には 38,000 円を支払わなければならない、実質的に 10 日で 18,000 円（10 日で 9 割）もの超高金利の利息を請求されることになってしまうのです。

このような形態は出資法の金利規制を脱法しようとするもので、民事的には公序良俗違反で契約は無効になるものといえます。

2 年金担保金融

「年金融資」「年金立替」等の広告を出して年金証書や銀行の預金通帳、銀行印、キャッシュカード等を預かることにより、事実上年金を担保にとることで、年金生活者を食物にするヤミ金融のことをいいます。年金を担保にとって融資することは、社会福祉医療事業団や国民生活金融公庫などの法定の公的金融機関にのみ認められていることであって、それら以外の業者が年金を担保にとって融資を行うことは、国民年金法第 24 条や厚生年金保険法第 41 条 1 項等によって認められていません。また貸金業規制法に関する金融庁のガイドラインでも貸金業者が「印鑑・預金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証などの債務者の生活上必要な証明証等を徴求すること」を禁止しています。（金融庁事務ガイドライン第三分冊 3-2-3）

そしてこのような違法な年金担保金融業者の多くは、出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付けを行っているのです。

3 その他悪質業者

(1) 紹介屋

自分では融資を行わず、他のサラ金業者を紹介して高額な紹介手数料を取って利益を得ている業者です。紹介屋は「裏で人が動いている」などと、あたかもその業者の尽力によって客が他のサラ金業者から融資を受けることができたように装い、紹介手数料を請求しますが、実際には融資審査の甘い業者をいくつか知っていて、それを紹介しただけであるなど、実は何の働きかけもしていない例がほとんどです。

(2) 買取屋

「買取屋」は広告を見て訪ねてきた客（大抵は通常では融資を受けられなくなっている多重債務者）にその者にクレジットカードでパソコン・カメラ等の商品やビール券・高速券等の金券を大量に購入させ、それらの商品や金券を定価の 30%〜40% くらいで下取りし、それから一定のマージンを上乗せしてディスカウントストアや金券ショップにこれらの商品や金券を転売して多額の利益を得ています。一方、客には後日クレジット代金の請求がくることになり既に多重債務を負っている客の借金はますます膨れあがることになるのです。

2 月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭のみなさまへ 今年 4 月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に、町から祝金として児童 1 人につき 1 万円を支給します。 支給要件 平成 18 年度（平成 17 年分）の所得税が非課税世帯 申請期限 平成 19 年 3 月 30 日（金） 提出書類 申請書に住民票を添付してください。 *申請用紙は、役場いきいき健康課にあります。（☎ 275-2111 内線 253）</p>				1 先勝	2 友引	3 先負
4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター休館	*温水プール・図書館・総合体育館休館	*図書館午後 7 時まで開館 *ボランティアサロン交流会	*心配ごと相談	*町長と語らいのとき *図書館午後 7 時まで開館		*役場閉庁 *児童館・児童センター開館 *おはなし会（図書館午前 11 時～）
11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
*役場閉庁 *児童館・児童センター・図書館 温水プール休館	*役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館 温水プール・総合体育館休館	*図書館午後 7 時まで開館	*じどうかん みんなであそぼう（午前 10 時 30 分～） *心配ごと相談	*読み聞かせとお話の会（図書館午前 11 時～） *図書館午後 7 時まで開館		*役場閉庁 *児童館・児童センター午前開館
18 先勝	19 友引	20 先負	21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝
*昭和三十三選挙（午前 7 時～午後 8 時） *役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター休館	*温水プール・図書館・総合体育館休館	*ポカシつくり会（総合会館裏午後 1 時～） *図書館午後 7 時まで開館	*行政相談 *心配ごと相談	*障害者出張相談（総合会館午後 1 時 30 分～） *図書館午後 7 時まで開館 *ふれあいランチ		*役場閉庁 *児童館・児童センター午前開館 *アニメ映画会（図書館午後 2 時～） *定例結婚相談
25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安	<p>犬のフンはきちんと始末しましょう！ 犬のフンの放置をすると、美観を損なうだけでなく、ハエ、悪臭、寄生虫や細菌の汚染源などの環境汚染につながり、公園や学校の校庭で遊ぶ幼児や児童が細菌の感染の危険にさらされています。 散歩に出かけるときは、必ずフンの処理袋やビニール袋を忘れずに持って行きフンを持ち帰り処理しましょう。</p>		
*役場閉庁 *児童館・児童センター休館 *図書館まつり（午前 10 時～）	*総合会館温泉・温水プール・図書館・総合体育館休館	*図書館午後 7 時まで開館	*図書館休館 *じどうかん みんなであそぼう（午前 10 時 30 分～） *心配ごと相談			

2月のゴミ収集日	地区	全地区 (西条地区・押原地区・常永地区)		
	ゴミの区分			
	もえるゴミ (毎週月・木曜日)	1日・5日・8日・13日・15日・19日・22日・26日		
	もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・2・3水曜日(7日・14日・21日)		
	粗大ゴミ	第4水曜日(28日) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区	押原地区	常永地区	
	第1水曜日(7日)	第2水曜日(14日)	第3水曜日(21日)	
◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。				*もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。 *必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。 *収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。 *収集日の当日午前 8 時 30 分までに出してください。 *燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。 *引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。 環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226・227)

太陽光発電 住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。
 助成金制度 予算残額は 588,000 円【1月12日現在】問 役場環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226)

善意ありがとうございました



12月18日(月)、押原中学校を昭和37年度に卒業した方々が、「町政に役立ててください」と温かいご寄付をしてくださいました。

この寄付金は、還暦を記念して同級会が開催された折に、みなさんから寄せられました。

温かい善意心から感謝いたします。

河西区防火組合が街路灯清掃

河西区防火組合が街路灯の清掃活動を行いました。この活動は毎年恒例になっていて、区内119本の電柱に設置された街路灯を、ハシゴ車6台を使いボランティアで清掃及び点検を行いました。

かつては町内各地区に防火組合が組織されていましたが、現在本町で活動している防火組合は河西区だけとなっています。

防火組合は、現在18名の会員が、毎月1回会合を開催しながら活動を続けています。



街路灯を寄贈していただきました

1月11日(木)、東京電力株式会社甲府支社様から、地域の発展や防犯に役立ててくださいと、街路灯を12機寄贈していただきました。

この寄贈事業は、地域協力活動として、昭和36年から実施されています。

寄贈していただいた街路灯は町から各自治会に配布され、地域の防犯のために設置されます。善意ありがとうございました。



親子スケート教室が開催されました

12月1日(金)町教育委員会主催で、恒例の親子スケート教室が行われました。

小瀬アイスアリーナで行われたこの教室には、約300人の参加者がありました。

教室は、初心者クラスと自由滑走のクラスに分かれて行われ、初心者クラスでは、指導員の方から滑り方の基本を学んでいました。



相談です

◆町長と語らいのとき

日時 2月8日(木)
午後1時30分～4時
場所 町長室

*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
(☎ 275-2111 内線 205)

◆心配ごと相談

日時 2月7日・14日・
21日・28日
の水曜日
午後1時30分
～3時30分
場所 社会福祉協議会

*あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。
(☎ 275-0640)

◆行政相談

日時 2月21日(水)
午後1時～3時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
お問合せは役場企画行政課まで (☎ 275-2111 内線 211)

◇教育相談

日時 随時(水・金・土・
日曜日、祝日は除く)
午前9時～午後4時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
問合せは、カウンセラーまで (☎ 275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所 町総合会館2階相談室

*直接会場へおこしください。
お問合せは、社会福祉協議会事務局まで (☎ 275-1881)

*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談

*精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、甲府保健所まで (☎ 237-1437)

お知らせ

◆ポカシつくり会

日時 2月20日(火)
場所 町総合会館裏
時間 午後1時～

*不用犬・猫のお問合せは役場環境衛生課まで (☎ 275-2111 内線 226)

温水プール講座のお知らせ

＜スリム&シェイプエアロ 参加者募集！＞

日 時 2月7日～3月28日（3月21日を除く）毎週水曜日 全7回【午後の部】午後2時～3時30分
 場 所 町立温水プール2階スタジオ 定 員 各25名（定員になり次第締切ります）講 師 曾根先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履き（ヒモ等で調節でき底が厚めのもの）をご用意ください。
 申込日 2月3日（土）午前10時から受付いたします。

＜ここにこ健康体操 参加者募集！＞

日 時 2月13日～3月27日（毎週火曜日 全7回）【夜間の部】午後7時～8時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
 定 員 各25名（定員になり次第締切ります）講 師 緒方先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月4日（日）午前10時から受付いたします。

＜パンチ&キック 参加者募集！＞

日 時 2月10日～3月24日（毎週土曜日 全7回）【午後の部】午後2時～3時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
 定 員 各25名（定員になり次第締切ります）講 師 橋本先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月3日（土）午前10時から受付いたします。

＜中級者水泳教室 参加者募集！＞

日 時 2月22日～3月23日（毎週木・金曜日 全10回）【夜間の部】午後7時30分～8時30分
 場 所 町立温水プール 定 員 20名（定員になり次第締切ります）講 師 遠藤先生
 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月10日（土）午前10時から受付いたします。

＜水中ウォーキング 参加者募集！＞

①『水中ウォーキング（A）』
 日 時 2月13日～3月13日（毎週火曜日 全5回）【夜間の部】午後7時30分～8時30分
 ②『水中ウォーキング（B）』
 日 時 2月16日～3月16日（毎週金曜日 全5回）【午前の部】午前10時30分～午前11時30分
 ①・②共に
 場 所 町立温水プール 定 員 20名（定員になり次第締切ります）講 師 小林先生
 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日（日）午前10時から受付いたします。

＜アクアビクス 参加者募集！＞

日 時 2月17日～3月17日（毎週土曜日 全5回）【夜間の部】午後7時～8時
 場 所 町立温水プール 定 員 20名（定員になり次第締切ります）講 師 小林先生
 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日（日）午前10時から受付いたします。
 上記教室の詳細い問合せは、町立温水プールまで（☎275-9811）上記の講座は全て受講料無料です。（ただし利用券が必要です）
 申込み対象は町内在住の18歳以上の方で、（高校生は除きます）電話またはプールのフロントにて先着順になります。
 ＊電話でのお申込は混雑が予想されます。予めご了承ください、また教室は妊婦の方及びお子様連れでの参加はできません。

第13回アレルギー週間山梨地区イベントのお知らせ 公開講座 「アレルギーを考えよう2007」

県内医療機関に勤務する、それぞれの領域におけるアレルギー専門の先生が、一般の方を対象にしたわかりやすい講義を行います。

＊参加は無料、事前の申込みも必要ありません。

講義内容 「眼科領域のアレルギー疾患について」、「花粉症について」、「アトピー性皮膚炎について」、「花粉症について」、「気管支喘息について」、「小児気管支喘息について」その後、会場からの質問にもお答えします。

日 時 2月18日（日）午後2時～4時 場 所 山梨大学玉穂キャンパス 臨床大講堂
 問 合 せ 山梨大学医学部耳鼻咽喉科医局（中央市下河東1110）（☎273-6769）平日 午前10時～午後3時

平成19年 昭和町消防出初式

1月8日(月)午前9時から総合会館駐車場において、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。訓辞や表彰、機械器具の点検や地区代表による小型ポンプ及び本部ポンプ車による操法展示が行われ、日頃の訓練の成果を披露していました。



各種表彰者並びに感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

山梨県知事 金杯

前第8部部長 築地新居 深澤 金一

前第7部部長 紙漉阿原 上條 秀章

前第10部部長 河 西 石川 一彦

元第3部部長 清水新居 中込 尚男

元第12部部長 上河東二区 河西 洋一

中北地域県民センター所長表彰

本部 指導部長 坂本 一成

山梨県消防協会会長表彰

(甲種功労章)

本部 機 長 河野 浩次

(乙種功労章)

第8部 部 長 澤登 真一

第10部 部 長 萩原 勝彦

第5部 部 長 花形 政樹

第1部 団 員 望月 生治

山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

本部 運転手長 望月 英俊

第1部 団 員 三井 浩樹

第2部 団 員 古屋 正樹

南甲府警察署長並びに県防犯協会南

甲府支部長表彰

第1部 部 長 桑原 孝一

第6部 部 長 遠藤 善照

第7部 部 長 田中 武彦

第3部 部 長 渡辺 一博

第10部 部 長 今村 圭一

昭和町長表彰

第5部 部 長 花形 政樹

第6部 部 長 遠藤 善照

第7部 部 長 田中 武彦

第9部 部 長 桐林 正則

第11部 部 長 福田 睦夫

第12部 部 長 萩本 隆晴

15年勤続表彰

本部 指導部長 田中 要一

10年勤続表彰

第7部 部 長 田中 武彦

第3部 部 長 渡辺 一博

第8部 部 長 金丸 周二

第10部 部 長 今村 圭一

第1部 団 員 三井 浩樹

第2部 団 員 古屋 正樹

昭和町消防団長表彰

第2部 部 長 伊藤 潤

第1部 部 長 花形 和男

第5部 部 長 浅川 格

第6部 部 長 山下 弘信

第7部 部 長 橋本 光彦

第9部 部 長 小澤 博

第11部 部 長 細田 浩司

第5部 部 長 塩澤 政博

第5部 運 山田 学

5年勤続表彰

第3部 部 長 小林 幸夫

第12部 部 長 志村 隆

第1部 部 長 角野 英樹

第2部 部 長 立川 直康

第3部 部 長 長田 善隆

第6部 部 長 田中 真児

第1部 部 長 花形 和男

第9部 部 長 望月 健一

第2部 部 長 岩上 哲一

第3部 部 長 岩池 誠

第5部 部 長 畑野 孝久

第6部 部 長 榎井 和也

第11部 部 長 井上 研一



『魅力あふれるまちづくりを目指して』

＝第2次昭和町行財政改革実施計画＝

計画の経緯と期間

平成16年9月から庁舎内において協議。住民代表の行財政改革審議会の答申を踏まえ、住民のみなさんから意見をお聞きし（パブリックコメント実施）、策定した計画。平成17年度から21年度までの5カ年計画。

行財政効果（予算に反映した削減効果と主な改革）

- *平成18年度 約9,688万円
収入役の兼務、給食費助成、地区敬老会補助金等
- *平成17年度 約7,250万円
リゾート昭和、ふるさとづくり推進委員会補助金等

新しい事業や充実させた制度

町民ふれあい保養事業（ディズニーランド等）、幼稚園就園補助、多子世帯子育て支援、太陽光発電システム補助、ホームページのリニューアル、パブリックコメントの実施

町では平成17年度から第2次行財政改革実施計画に基づき、行財政改革を推進しています。今までは「魅力あふれるまちづくりを目指して」を改革理念として、広報誌やホームページなどを活用して積極的な情報公開を進め、協働による行財政改革の仕組みづくりを進めて参りました。この度、重点的に改革・改善を検討してきた58項目の事務事業や施策の進捗状況を、PDCAサイクルに基づき、自己評価しましたのでみなさんにご報告します。今後も、魅力あふれるまちづくりの実現のために、よりよい住民サービスを提供して参ります。

住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

PDCAサイクルとは、計画(Plan)を実施(Do)し、検証(Check)して見直し(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

*****重点58項目の取り組み状況*****

No.	事務事業名	見直しの状況
		検討内容や現状の方向性
1	リゾート昭和の運営方法（併せて運営委員会の見直し）	廃止、売却済み。運営委員会廃止。新保養制度実施。
2	温水プールの運営方法（施設運営・人件費の削減）	評価結果による改善実施。料金の統一、各種教室の増設等。指定管理者制度は他スポーツ施設と併せて、今後の検討課題。
3	財務規則（専決規定）の見直し	検討会議を定期的に開催。財務規則H19・4月実施目標。
4	コスト意識の導入	コスト削減を目的に予算編成。意識改革研修会開催。
5	的確な中長期財政見込みの把握	毎年10年ごとの見込みを作成。予算、決算を公表。
6	個人情報保護の徹底	個人情報保護計画策定。計画に基づき改善等、随時実施。
7	行政評価制度の導入	研修会開催。H19以降、事務事業評価の段階的な導入を計画。
8	ふるさとふれあい祭り（ふるさとづくり推進協議会補助金）について	経費削減策実施。運営方法等も今後、検討。
9	粗大ゴミ収集	粗大ゴミの出し方等検討。来年度アンケート調査実施。
10	高齢者給付金	77歳から引き上げ。H18：76歳。H19：77歳。
11	重度障害児・者介護手当支給事業	今後、実態調査を実施。
12	公共施設の自動販売機の取扱い	手数料収入の取り扱いを今後検討。
13	G I S（地図情報システム）の導入	自主研究グループで提言書を作成。提言を参考に検討。
14	総合行政システムのリブレース	平成17・8月以降随時。
15	国際化対策について	山梨県との共同研究を実施。継続して検討。
16	事務手続きの簡素化（事務改善）	随時個別に改善。フンストップの推進を今後検討。
17	学校教育のIT推進	学校職員の1人1台パソコンの計画的な導入を実施。
18	入札制度改革	入札・契約制度合理化検討委員会で検討中。
19	補助金の全庁舎の見直し	予算編成方針により見直し。補助金要綱の整備。
20	土地区画整理事業費補助金	要綱改正済み。準備組合に対しても補助金交付が可能。組合主体の区画整理事業を推進。
21	保育所各種負担金・年末奨励金等補助について	各種負担金は廃止。年末奨励金は継続。

No.	事務事業名	見直しの状況
		検討内容や現状の方向性
22	上水道管移設補償費の見直し	3市町（昭和町・甲斐市・中央市）と甲府市水道局との協議を実施。現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
23	負担金の全庁舎の見直し	随時個別に改善。
24	文化財主事共同設置負担金	検討した結果現状維持。
25	委託料の全庁舎の見直し	指定管理者制度、市場化テストも踏まえ継続して検討。
26	保育料について	本町独自の優遇措置は継続し、毎年見直しを実施。
27	幼稚園就園奨励補助金について	子育て支援の充実として国の基準に引き上げ。
28	給食費保護者負担について	助成制度廃止。義務教育期間中の3子目を無料化。
29	施設使用料金（総合会館・中央公民館）について	町内団体は無料。郡県関係は徴収。冷暖房費は徴収。
30	公有地等賃借料（補償井戸借地料含む）について	新規契約時の対応も踏まえ、今後も継続して検討。
31	組織・機構の見直し	地方分権時代に合った組織を、今後も継続して検討。
32	地方分権時代に向けての体制強化について	政策会議の開催等。今後も継続して検討。
33	委員会・審議会の全庁舎の見直し	付属機関の見直し実施。今後は行政委員会等を検討。
34	都市計画審議会と下水道審議会の統合	付属機関の見直しの一環としてH18統合
35	給食運営委員会について	付属機関の見直しの一環としてH18縮小
36	各種団体の全庁舎の見直し	団体の意向確認等を今後実施。
37	職員の自主研究体制について	支援要綱策定。設立した1グループを支援。
38	職員研修計画の策定	研修計画策定。今後は、人材育成基本方針を策定。
39	民間企業への職員研修	今後、人材育成基本方針と併せて検討。
40	職員適正化計画の策定	定数条例をH18・12月に改正。5年間で5%削減。
41	嘱託・臨時職員雇用について	雇用条件や、指定管理者制度、民間委託等の方法も含めて、今後も検討。
42	職員給与運用基準の見直し	H18・4月運用基準の見直し実施。
43	職員の福利厚生について	事務服貸与の廃止等実施。今後も継続して検討。
44	勤務評価制度の導入	勤務評価導入スケジュールの検討。今後も継続。
45	快適な職場環境の形成、促進	職員衛生委員会のあり方等の検討。
46	収納体制の充実（収納課・コンビニ収納等）	収納課は今後の機構改革の中で再検討。継続して検討。
47	上下水道料金徴収の一本化（従量使用料制による下水道使用料算定に伴う上下水道使用料データ代）	3市町（昭和町・甲斐市・中央市）と甲府市水道局との協議を実施。現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
48	滞納処分等の検討	滞納処分実施のための準備を進める。差し押さえ実施。納税意識を高める手法等、検討課題。
49	新税の検討	原因者負担、受益者負担の観点から検討。近隣市においても新税等及び税率改正の動きなし。今後も財源確保の原点から見直しを検討。
50	情報公開体制の整備	ホームページ上や図書館での行政資料コーナー設置
51	広報誌・ホームページの活用について	ホームページリニューアル。各課情報コーナーの充実を図る。
52	財政諸表や見込みの公表	ホームページ上で公表。
53	行政資料室の開設	コーナー開設（今後も継続して改善）
54	住民意見の反映方法（町政モニター含む）について	既存の手法、組織も踏まえ町政モニターに変わる新しい制度を検討。
55	パブリックコメント（町民意見提出制度）の確立	制度確立済み、試行中。条例検討中。
56	地域活性化策の検討	まちづくり委員会と連携。ふれあい祭で環境団体で共同出展。
57	大学・民間との連携	山梨学院大との連携。VF甲府との協働による総合型地域スポーツクラブの設置。
58	監査体制の強化	監査事務処理の内規整備等、体制強化を実施。

.....「改革の当事者」はみなさんです.....

5カ年計画で進めています重点58項目も、概ね予定通り検討が進み、この2年間で4割以上の目標を達成しています。行財政改革の検討は長期間を必要とするものも多く、町では今後も第3次、第4次と計画の見直しを行い持続的な行財政改革を進めて参ります。

町民のみなさんを始め、本町に係わるすべての方が改革の当事者です。行革58項目に関する詳細は、町ホームページ及び図書館行政資料コーナーに用意してあります。みなさんの感想や意見をお寄せください。

《ご意見提出先》

●図書館「行政資料コーナー」 備え付の用紙に記入の上、パブリックコメント用投函箱に入れてください。

●役場政策法制課 FAX・メールでお願いします。FAX055-275-2109

メール seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

*住所、氏名、年齢を書き添えて提出をお願いします。

*問合せ先 役場政策法制課 政策係 (☎ 275-2111 内線 287)

行財政改革ノススメ No.26

シリーズ国民年金



年金は、世代と世代間の支え合いの制度です。
年金についてもう一度考えてみませんか… 【その②6】

成人おめでとうございます。20歳がスタート国民年金！
20歳になったら、大人の仲間入り！そして、国民年金にも仲間入りです。

- | | | |
|--|--------------------------|--|
| <p>1. 学生・フリーター
自営業・無職など</p> | <p>2. 会社員・公務員</p> | <p>3. 会社員・公務員に
扶養されている配偶者</p> |
|--|--------------------------|--|

<p>役場町民窓口課年金係で、 加入の手続きをします。</p>	<p>就職すると、勤務先で厚生年金や 共済組合の加入手続きをします。 保険料は、給料から天引きです。</p>	<p>配偶者の勤務先に申出をしま す。保険料を納める必要はあり ません。</p>
-------------------------------------	--	--

ご自宅に届く納付書を使用して、毎月納付します。
(金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付します)

便利！お得な国民年金保険料の納付のしかた！

- ① 口座振替
一度手続きをするだけで、毎月口座から引き落としされ便利です。
毎月50円引きになる(早割)制度もあり、お得に納付できます。
- ② 前納制度
3月分まで、まとめて保険料を納付すると保険料が割引になります。
(前納用の納付書が必要になります。お近くの社会保険事務所へご連絡をお願いします)

収入が少なくても保険料が納められない！というときは…

- ・学生の方は・・・学生納付特例制度があります。
- ・学生以外の方は・・・保険料全額免除制度、保険料一部納付制度、若年者納付猶予制度があります。

役場町民窓口課年金係で、申請手続きをしてください。
社会保険事務所で、審査を行い結果を通知いたします。
(前年度の所得により、審査を行います。金額が基準を超える場合には手続きされても認められません)

問合せ 竜王社会保険事務所 (☎ 278-1100) または、
役場町民窓口課 年金係 (☎ 275-2111 内線 219)